平成２５年（フ）第４７００号
大阪市西成区萩之茶屋１丁目９番14号　大阪自彊館三徳寮
債務者　西山　　勲
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７０１号
大阪府東大阪市吉田本町３丁目１－６　ＭⅡＴＡＫＡＩ702号入玉方、住民票上の住所大阪府東大阪市楠根１丁目12番８号　サギシママンション16号
債務者　岡﨑智輔子
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７０７号
大阪市生野区勝山北２丁目13番25号　ハセガワマンション206
債務者　水侍貴代美
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７０８号
大阪市西成区松２丁目５番11号
債務者　賀川　和子
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６９号
兵庫県赤穂市中広1077番地３　県住４―205
債務者　平野　房江（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２６２号
兵庫県赤穂市塩屋2109番地　塩屋西団地２―303、従前の住所兵庫県赤穂市新田1083番地１
債務者　中田　勝久
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第３０９号
兵庫県加古川市加古川町大野387番地の17
債務者　増田　庫栄
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第３１０号
兵庫県加古川市加古川町大野387番地の17
債務者　増田　春美
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第３６４号
兵庫県高砂市春日野町10番１―305号
債務者　寒川　　宏
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第３６９号
兵庫県相生市矢野町小河278番地
債務者　前川　　歩
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第３７５号
兵庫県相生市向陽台18番３号　グランコスモス201
債務者　初貝　純子
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第４１７号
兵庫県加古川市別府町新野辺北町２丁目192番地　吉田荘203号
債務者　加重　恭子（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１０７号
北海道小樽市入船４丁目35番14号　ズシアパート右号室
債務者　井澤　輪子
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第５６４号
仙台市青葉区中江２丁目25番１号　山月荘106、従前の住所仙台市宮城野区幸町２丁目23番１―303号
債務者　菅原　　恵
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１５７号
秋田市飯島緑丘町17番20号　藤原アパート21
債務者　成田　　聡
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４６号
秋田県能代市出戸本町12番44号
債務者　若狭　　航
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
秋田地方裁判所能代支部